

会 務 月 報

第465号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第4回 業務・技術委員会 議事概要

日 時 令和3年9月27日(月) 14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 上野浩也

副委員長 藤原 薫

委 員 嵐 繁雄、根本洋一朗、石塚 敏、松村和夫、

宮本昌司、八反田淳一

担当副会長 木下賀之

事務局 居谷、前田、千浜、野出、安藤、岡本、吉田

{配付資料}

第3回議事概要

資料1: 令和3年度上半期事業報告 業務・技術に関すること

資料2: 賃金構造基本統計調査 令和2年以降の職種一覧

資料3: 令和3年度 既存住宅状況調査技術者講習 開催日程一覧

資料4: マロニエBIM設計コンペティション2021

資料5: マンション修繕設計監理約款の新設について(意見照会)

資料6: 業務報酬基準について

資料7: 令和3年度省エネ講習会について

資料8: 押印・書面の見直しに係る法改正事項について

資料9: 特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」開催要項

資料10: マンション建替円滑化法の改正概要

資料11: 脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり

方・進め方の概要

議 事

(協議事項)

1. 令和3年度上半期 業務・技術に関する事業報告について

○資料1により令和3年度上半期の業務・技術に関する事業報告について事務局より説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。

2. 業務・技術委員会レポート「建築士事務所の技術者人件費等」の会誌への掲載について

○資料2により毎年会誌に掲載している「建築士事務所の技術者人件費等について」を今年からは掲載しないこととする旨について説明された。おもな内容は以下の通り。

・厚生労働省で公表されている「賃金構造基本統計調査結果」の一級建築士の給与等のデータを毎年、会誌に掲載しているが、令和2年度の調査より職種区分が変更となり一級建築士は、二級、木造建築士、建築施工管理技術者なども含まれている建築技術者と区分けされることとなった。これまでとは整合性がとれないため、今年度より会誌やHPへの掲載を取りやめたい。

○協議内容

・区分けが広がったことで給与等の額はどうなっているか。上がることはあるか。

→前年より下がっている。

・一級建築士の区分けがなくなったことに異議申し立て等はないか。

・この調査結果はわかりにくい。10人以上と10人~99人でずいぶん違う。地域性もあるし、参考程度とみている。

・厚生労働省の調査で一級建築士の区分けがなぜなくなったのか。国交省の設計業務の単価表の方が使いやすい。昨年度のような調査結果は出せない。今後どうしていくか再検討が必要。

・区分けが変わって一級建築士がなくなると設計料の算出にはほぼ使われない。会員にも説明しなければいけないので、経緯について説明するものを出した方がいい。

○協議の結果、今年度の厚生労働省の調査結果については、会誌等へは掲載しないこととした。

1. 各専門委員会・WGよりの報告

○資料3により令和3年度の既存住宅状況調査技術者講習の開催状況と現在既存住宅状況調査専門委員会で検討している漫画パンフレットについて事務局より報告された。新規講習はオンラ

イン・会場あわせて274名、更新講習は216名であること、漫画パンフレットについては、現在、ストーリー案を作成して検討中である旨、説明された。

○協議内容

- ・既存住宅状況調査については、単価が安すぎることで、依頼される件数が少ないことなどが問題と思っている。漫画パンフレット作成の目的は、宅建業者を通さずに建築士としてやっていくということで何か形をつくっていきたいと考えた。
- ・配布はどのような形となるのか。
- ・データとしてHPに掲載、冊子は単位会において利用してもらう方法を考えている。
- ・単位会に置いておいても一般の消費者には届かないのではないか。
- ・住宅金融支援機構などを通じての配布も考えられる。

○資料4によりマロニエBIM設計コンペティション2021の開催について居谷専務理事より報告された。おもな内容は以下の通り。

- ・BIMについては、今年度は2つの事業を計画している。コンペについては、栃木会で2年行ってきて昨年より全国に広げている。今年度は九州に場所をかえてコンペを開催する。エントリーは来月から、課題は11月に発表される。
- ・もう一つの事業は、BIMについてのポータルサイトの作成で年内をめどに整理し、年明けあたりに公開を予定している。
- ・BIMパートナーの募集を単位会にお願いしている。BIM活用事務所リストも掲載予定である。

○協議内容

- ・コンペではBIMが焦点となるのか、それともデザイン性を見るのか。
- ・具体的な審査基準は明らかにはできない。BIMを使いこなして一つの作品としているかどうか。
- ・本題からそれがソフトメーカーはBIMに力をいれている。日事連とソフトメーカーの関係はどのようなものか。
- ・グラフィソフト、福井コンピュータの2社は賛助会員になっている。普及にはソフトメーカーとの連携が必要。コンペや

ポータルサイトでも4社の協力を得て、現在、進めている。

- ・鹿児島会は設計三会での話し合いの場を持っている。BIMは何を使ったらいいのか。士会連は研修を行うようであるが士会連の研修との違いは。
- ・士会連は補助金を受けて研修を企画している。日事連は補助を受けずにセミナーという形をとった。日事連では一步進めてポータルサイトの作成を企図している。
- ・どのソフトを使用したらよいかは微妙な問題。アンケートは一度とって、どのソフトが使われているかは公表した。
- ・単位会でソフトメーカーが賛助会員となっているところもあるのではないか。京都では日事連から提供のあったDVDとソフトメーカーの講師で2時間程度の講習を行った。うまくアレンジして活用事例+ソフトメーカーのノウハウで講師代無料の講習ができるのではないか。

○資料5により、マンション修繕設計監理約款の作成の検討状況について事務局より報告された。四会のWGで検討をすすめ、現在、契約約款（案）、業務委託書（案）などがまとまり、各団体に意見照会を行っている旨、説明された。

2. 業務報酬基準の改訂検討について

○資料6により業務報酬基準の見直しの検討が開始される旨、事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・5月より関係団体にヒアリングが行われ、課題の事前整理を行っている。
- ・検討委員会が設置され、11月1日に第1回委員会を開催予定。
- ・アンケート調査は来年4～6月頃に実施予定。令和5年初頭くらい改正になる見込み。
- ・おもな課題としては、戸建て住宅、難易度、複合建築物、改修工事の設計、BIM、工事監理などが取り上げられる予定。

○協議事項

- ・特に2,000m²について下がっているのもそのあたりが前の水準になればと思っている。設計と監理を別に受注した場合の設計意図伝達業務についても人工を出してほしい。
- ・アンケートに回答する事務所が人工をとっていないとあてにならない数字が上がってきてしまう。

- ・個人事務所などでは業務管理を行っていない。JAAF-MS Tでソフトを作成したのでそれを活用してほしい。国交省もデータに基づかないと数字が出せないとのことである。
- ・アンケート調査の規模はどれくらい小さな規模からなのか。
- ・戸建てから大規模建築物まで規模はすべての規模になる。
- ・前回の委員会で特定建築物の調査の費用をJAAF-MS Tに入れてほしいと要望したがどのような状況か。
- ・設計・工事監理についての調査なのでもう少し検討させてほしい。
- ・前回の調査では戸建ての調査では分析できる事例が集まらなかった。戸建てについてはデータのある事務所の推薦をお願いしたい。
- ・戸建ての場合、設計料の差が大きすぎる。めちゃくちゃ高い人とめちゃくちゃ低い人がいる。

3. 省エネ講習会の開催について

○資料7により令和3年度の省エネ講習について居谷専務理事より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・中規模非住宅設計者向け講習については、日事連でコンテンツを作成し、単位会に提供予定。テキスト、演習問題、動画などをすべてデータにて提供。モデル建物法の入力演習では、単位会に講師の手配とその場で受講者をフォローできる体制を整えていただくことを推奨。
- ・住宅・小規模非住宅設計者向け説明会については、木活協が中心となって進めており、日事連ではその手助けを行っている。11月中旬～令和4年1月にかけて実施。国交省より全登録事務所にDMを送付予定。

○協議事項

- ・日事連で講師を派遣してもらうことはできないか。
- ・できれば単位会で習熟されている方をお願いしたい。東京会会員のイズミシステム設計では講師の相談に応じてくれるとのことである。
- ・講師は単位会で考えた方がゆくゆくはいいのではないか。

4. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

○資料8によりデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法等の改正について、事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・押印、書面の見直しについて建築士法、建築士法施行規則などが改正され、技術的助言が発出されている。主として設計図書への押印規制の見直し、重要事項説明に係る書面規制の見直し、構造計算証明書に係る押印規制の見直し、工事監理報告書の押印規制の見直しなど。

- ・日事連で発行している『重要事項説明のポイント』についても現在、作業中。

○協議事項

- ・契約関係の押印・記名はそのまま残っている。電子的記録による交付は可能ということ。
- ・押印は省略することができるということであり、省略しなければいけないということではない。

5. 特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」の実施について

○資料9により事務局より特定建築物定期調査業務のスキルアップ講習の実施について事務局より説明された。適切な定期調査・検査が実施されるよう特定建築物調査員、建築士等に周知するものであり、日本建築防災協会が実施する講習を単位会においても会場、Webで実施するものである。

6. マンション建替円滑化法の改正に係る要除却認定対象の拡充について

○資料10によりマンション建替円滑化法が改正され除却認定対象の拡充がなされることにより、要除却認定基準への該当性に係る調査者について、建築三会で建築士に限定すべきという意見を国交省に提出した旨、居谷専務理事より説明された。パブリックコメントへの対応方針によれば建築士に限定して運用することとし、要除却認定基準等に関する講習会を検討することである。

7. 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方の概要について

○資料11により2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方の状況について居谷専務理事より説明された。

住宅を含む省エネ基準への適合義務化が2025年までに目指されるなど、住宅・建築物における省エネ対策の強化が来年度から検討される。

○協議事項

- ・これからはどんどん省エネが進んでいく。ZEH、ZEB基準などについてもわかっていないといけない。取り組んでいかないと事業が成り立っていかない。首都圏と地方の温度差が大きいと感じている。

○次回日程（予定）

第5回 令和4年1月24日（月） 13:30～16:00

■第4回広報・渉外委員会 議事概要

日 時 令和3年10月26日（火）14:00～15:25

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 南 孝雄

委 員 花田 順、城田全嗣、山田暁、本庄正之

担当副会長 戸田和孝

会 長 児玉耕二（特別出席）

事務局 居谷、前田、三浦、鈴木

欠席者 委 員 伊藤公績、山田浩喜

<配付資料>

資料1-1：令和3年度日事連建築賞受賞者の決定

資料1-2：令和4年度日事連建築賞募集要項について

資料2-1：会誌年間台割帳

資料2-2：会誌Web版の配信開始について

資料3：令和4年度共同要望運動項目について

資料4：令和3年度上半期事業報告書（案）

参考： 令和3年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項

冒頭に児玉会長より、以下の主旨の挨拶がなされた。

今まで日事連の広報は、会員向けの内向きの広報の割合が多く、外部向けの広報が少なかったため、広報・渉外委員会で検討してもらいたいと思っている。また、日事連が来年60周年を迎えるにあたり設置された「60周年事業特別委員会」にて日事連建築賞に特別賞を設置することとなったため、その協議

を今回してもらうとともに、周年事業とリンクしながら広報活動の協議をしてもらいたい。

議 事

1. 日事連建築賞について

1-1. 令和3年度日事連建築賞受賞者決定について

事務局から[資料1-1]によって令和3年度日事連建築賞について以下の報告がなされた。

単位会での第1次審査に175作品（一般建築部門79点、小規模建築部門96点）が応募、日事連への第2次審査に56作品（一般建築部門28点、小規模建築部門28点）が応募された。現地審査を含む日事連建築賞選考委員会の審査により、国土交通大臣賞1作品、日事連会長賞1作品、優秀賞6作品、奨励賞8作品の受賞が決定し公表した。会誌10月号に特集で掲載済みである。表彰式は12月7日の建築士事務所全国会長会議と同日開催予定（国土交通大臣賞、日事連会長賞）。

1-2. 令和4年度日事連建築賞募集要項について

事務局から[資料1-2]により、令和4年度日事連建築賞募集要項について例年の必須変更項目及び事務的変更の説明と、委員の変更は調整中である旨の報告がなされ、以下について協議した。

①延面積の上限について

一般建築部門の延面積上限である10,000㎡について、以下の意見が出された。

- ・最近の公共施設などの面積は10,000㎡を超えることがあり、上限を上げてよいのではないかと。
 - ・令和4年度は上限を上げて実施したうえで応募状況等を確認し、次年度に再検討してはどうか。
 - ・基本的には建築賞の延面積に上限を設けない方がよいと思うが、このような規定に正解はなく、上限を少し上げて試してみてもよい。
 - ・中小規模の建築作品を手掛けることの多い会員のために20,000㎡を超えるのはよくない。
- 協議の結果、令和4年度一般建築部門の延面積上限は20,000㎡とし、今後の応募状況をみて、次期委員会に

て再度検討してもらうこととした。

②60周年の特別賞の設置について

60周年事業特別委員会にて周年記念に相応しい建築作品を表彰することとなり、長寿命建築や若者の活躍推進につながるものがよいという意見や、賞を設け選考委員等と相談してはどうかとの意見が出され協議されたが、表彰に関しては担当である本委員会に一任されることとなった。

以下の意見が出された。

- ・資料に記載された選出案では国土交通大臣賞、日事連会長賞に続く第3の賞としているが、募集要項案の中の表彰基準では優秀賞枠に入っている。表彰基準でも第3の賞として位置付けるべきではないか。
- ・選考基準は他の賞と変えずに、日事連建築賞選考委員会に選考を一任した方がよい。
- ・賞の名前はわかりやすく短くした方がよい。

協議の結果、表彰基準として、国土交通大臣賞、日事連会長賞に続く第3の賞として、周年記念に相応しい建築作品を「60周年記念賞」として表彰することとし、修正した募集要項案を後日事務局よりメールにて委員に送付し、確認をとることとした。

また、児玉会長より審査委員の変更について、事業の継続性の観点から新陳代謝をしつつ一気に変わることがないように注意して進めていくとの説明がなされた。

2. 会誌の発行について

2-1. 会誌の発行状況について

事務局から[資料2-1]によって、以下のとおり会誌の発行内容について説明がなされた。

8月号では「次世代がつなぐ地域と未来」と題し、青年部会連絡会議委員による日事連会長との座談会や徳島会会員等による県内建築士の育成に繋がる座談会記事を掲載した。

また、本年熊本大会は延期されたが、熊本会会員の協力で6月号の熊本大会の特集及び「美術館・博物館巡り」を始め6月号～9月号に連載「訪ねてみたい街ガイド」で熊本の建築物を中心に街を紹介した。大会が延期されたため、来年は何か掲載

できるか再度熊本会と調整したい。

2-2. 会誌Web版の配信開始について

事務局から[資料2-2]によって、7月号より会誌「日事連」Web版の配信を開始し18会がWeb版を選択したことの報告がなされた。9月号よりURLリンクを設置し、読みにくい文字表示等を改善するため一部図面等に拡大画像のリンクを設置し始めた。ファイルのサイズ容量の問題もあり考慮する点があるが、今後も改善を検討する。

委員より、Web版は便利であり今後、各連載を纏めて掲載するなど活用の幅が広がる可能性があり期待しているとの意見が述べられた。

来年度の単位会からの会誌提供方法変更届(Web版・印刷版)は2月15日の期限で受け付けるため、来年1月頃に全単位会に確認メールを送信する予定である。南委員長より、その際Web版の使用感についてのアンケートをとるべきとの発言がなされ、準備することとした。

3. 令和4年度共同要望運動項目について

事務局から[資料3]によって、令和3年度共同要望書の発送状況についての報告と令和4年度の決定方法案について説明がなされた。

協議の結果、後日事務局から送付する令和3年度共同要望項目をもとにした追加・修正・削除のアンケートにて、各委員、単位会、ブロック内で検討した意見をまとめてもらい、1月上旬までに事務局まで回答し、その結果を基に次回の委員会で令和4年度共同要望項目を決定することとした。

4. 令和3年度上半期事業報告について

事務局から[資料4]により令和3年度上半期事業報告案について説明がなされた。協議の結果、案の通り了承された。

5. その他

児玉会長より[参考]をもとに、令和4年度の建築士事務所キャンペーンを60周年事業とリンクして実施することを検討してほしいとの依頼がなされた。共同要望運動項目について委員へのアンケートを実施する際に、建築士事務所キャンペーンのアイデアや外向け広報についても回答してもらい、次回委員会にて検討

することとした。

次回委員会：令和4年2月2日（水）14：00～16：00

■第4回指導運営委員会 議事概要

日 時 令和3年11月12日（金）14：00～14：55

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 霜村将博

委 員 奥村一利、松嶋俊彦、白石春夫、河村晃文
担当副会長 丸川眞太郎

事務局 居谷、前田、千浜、安藤

欠席者 委 員 奈良顕子、内田康博

< 提出資料 >

資料1 令和3年度上半期 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 令和3年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

< 議 事 >

1. 令和3年度上半期 指導運営に関する事業報告について

令和3年度上半期の指導運営に関する事業報告案について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。今年度上半期の苦情相談申込書受付件数は、全単位会で合計21件であった。前年度上半期の申込書受付件数が20件であったため、概ね前年並みの受付件数となった。

令和3年4月1日に施行された改正建築物省エネ法に関する苦情相談は、今年度上半期においては無かった。法改正から苦情に繋がるまでタイムラグが生じるため、法改正直後である上半期には苦情が無かったものと考えられる。日事連事務局には、建築主から苦情ではなく、説明義務制度に関する問い合わせは数件あった。

また、苦情の解決業務の事例集（令和2年度）を作成し、単位会へ提供した。

各委員において事業報告案の内容を確認し、これを了承した。

2. 令和3年度上半期 苦情の解決業務実施報告書

（個別レポート）について

令和3年度上半期（令和3年4月1日～令和3年9月30日）

の間に苦情解決業務が終了した案件のうち、個別レポートの提出があった4事例について、資料2に基づき事務局より説明がなされ、事例集への掲載、助成対象および単位会への確認事項等について協議した。助成については、提出された4事例全てを支給対象とすることとした。個々の事例に基づく意見、確認事項等は以下の通り。

○滋賀会の事例

- ・「再発防止の考察」に『監理報告書の受領印をもらうよう指導した』と記載されており、恐らく『建築主に工事監理報告書の受領印をもらうよう指導した』ということだと思われるが、令和3年9月1日に施行されたデジタル社会形成関係法律整備法に伴い、建築士法施行規則の一部が改正され、これまで工事監理報告書に必要とされていた建築士の押印が廃止となった。建築士が押印しない書類に対して、建築主に受領印をもらうのは現実的に難しいのではないかと。本相談業務を終了したのは令和3年6月であり法改正前のため、この時点での指導内容としては適切かもしれないが、今後、同ような相談があった際に対応方法の参考とすることは難しい。受領印の他に、他の相談員が見て参考になるようなことを追記してもらいたい。

- ・設計監理者と入居者が同一人物なのか、別人なのかがよくわからない。同一人物であれば、退去時に設計図書通りに戻すことを約束すれば済む話ではないかと。

○京都会の事例

- ・「苦情対象事務所の属性」および「延べ面積」が未選択のため、確認して該当箇所をチェック、選択する。「延べ面積」がわからない場合は「不明」を選択すればよい。
- ・設計時点では庇がなく、実際に完成した建築物には庇が設置されていたようだが、その経緯がよくわからない。建築士事務所に責任があるのかどうかも不明である。

○沖縄会の事例（47-021-001）

- ・「苦情の概要」に『検査済証の原本がなく、登記ができずに困っている』とあるが、実際に登記はできる。
- ・「苦情の概要」には『構造計算書等を受け取っていない』と

あるが、成果物の中で構造計算書だけを受け取っていないのか、その他にも受け取っていないものがあるかどうかは不明。（構造計算書は成果物の一つであり、建築主に渡す必要がある）

○沖縄会の事例（４７－０２１－００２）

- ・建築士法第２７条の５に係る苦情の解決業務は、主に一般消費者と建築士事務所間でのトラブルを想定しており、建築士事務所間でのトラブルに対する相談は想定していない。
- ・建築士法第２４条の８により、契約した際には下請け事務所から元請け事務所へ契約内容を記載した書面を遅滞なく交付する必要があることから、下請け事務所はこの点において違反していると考えられる。法第２４条の８では契約の解除に関する事項も記載する必要があるため、きちんと書面を交付していれば今回のトラブルに発展しなかったのではないかと。

なお、個別レポートのフォーマットについては、前回委員会で構造種別の記載があった方が参考になるとの意見が挙げられたため、今回からフォーマットを変更し、構造種別を選択項目に追加した。今後も、追記した方が良い項目や、逆に不要な項目があればフォーマットを変更して対応していく。

事例の修正等を担当する委員については、以下のとおり割り振った。担当委員は不明点等を単位会へ直接確認のうえ内容を精査し、修正部分を朱書きにして、令和４年１月１４日（金）までに修正後の個別レポートを日事連事務局まで送付することとした。

[事例]	[担当委員]
滋賀会	・・・ 松嶋委員
京都会	・・・ 内田委員
沖縄会（２件）	・・・ 白石委員（４７－０２１－００１） 河村委員（４７－０２１－００２）

苦情の解決業務の事例集（令和３年度）への掲載の可否および会誌「日事連」に掲載する事例については、次回の委員会にて、修正後の個別レポートに基づき決定することとした。

■次回日程：令和４年１月２８日（金）１４：００～１６：００

■第２回６０周年事業特別委員会 議事概要

日 時 令和３年１１月９日（火）１０：００～１０：４０

場 所 日事連会議室

出席者 委 員 長 児玉耕二

委 員 高橋清秋、坂本忠志、井上 泉、戸田和孝、
霜村将博、丸川眞太郎、南 孝雄

事 務 局 居谷、前田、伊東、三浦、松谷

<配付資料>

資料１：６０周年事業の検討について

資料２：創立６０周年記念式典の会場人数について

資料３：「６０周年記念賞」について（報告）

参 考：過去の周年事業の取り組みについて

議 事

１．６０周年事業の検討について

児玉委員長から「資料１」により前回の委員会にて協議された６０周年記念事業について、以下のとおり確認がなされた。

①６０周年記念式典（式典、講演等、祝賀会）の開催

- － 令和４年１２月の全国会長会議（東京）と併催する。
- － シンポジウム・講演等は、全国会長会議と同日の政経フォーラムと兼ねる。

②６０周年記念誌の発行

- － 過去の１０年、これからの１０年についてフォーカスする内容とする。
- － 単行本（冊子）として発行する。会誌の特集号とはしない。
- － 一般消費者向けに建築士事務所や事務所協会の役割など、会員増強などのツールにもなるようなパンフレットの的なものも検討する。

③日事連建築賞に「６０周年記念賞」を設置（広報・渉外委員会にて募集要項案作成済み）

①と②を検討する「記念式典企画分科会」及び「記念誌刊行分科会」の主査及び委員候補について説明がなされ、了承された。早急に本委員会に所属していない分科会委員候補と調整し、必要に応じ委員の増加や適切な方に協力してもらうなど、柔軟に対応していく旨の発言がなされた。

2. 60周年記念式典の会場人数について

児玉委員長から〔資料2〕により、近年毎年全国会長会議・総会を開催している銀座東武ホテルを想定した人数イメージについて、以下のとおり説明がなされた。

「龍田」（式典・講演会等）でシアター形式（机なし）の場合、最大218名、感染対策で1席ずつ開けた場合は115名程度、「桜」（パーティ）で立食形式の場合は最大250名、着席形式は最大200名となる。

（参考：40周年式典 200名、祝賀会 300名）

委員から以下の質問や意見が出された。

- ・毎年利用しているので銀座東武ホテルでよい。
- ・感染状況により変わるため、最大の人数で最初は検討し、状況により人数を絞ることを考えていくしかない。
- ・単位会参加者は会長のみを想定しているか、随行者も含むのか。
⇒通常は随行者も参加可能で、一昨年の総会は単位会から90名が参加した。今回もまずは随行者も可能とし、状況により人数の制限を検討することになるのではないかと。
- ・一昨年の総会では国会議員が代理を含めて80名、関係団体が80名と多いが、これを機に整理してもよいのではないかと。
⇒国会議員は代理の場合名刺だけ置いて帰るか地元の会長に挨拶のみして帰る場合が多い。国会議員本人の場合も地元会長と役員のみで挨拶して帰る場合が多いため、この人数どおりと考えなくてよいと思う。関係団体の場合は長く滞在される方が多いが、近くなってから人数を絞ることを検討すればよいのではないかと。
- ・パーティなど、別室から随行者がライブ参加することを検討できないか。
⇒今までは実施したことがない。コロナの感染状況が落ち着いていけば随行者も会場に入れるので、検討課題には入れるが、会場を2つに分けることは考えないでいきたい。

協議の結果、時期は令和4年12月の全国会長会議と併催、

会場は銀座東武ホテルとし、今後状況に応じて人数を絞ることを検討していくこととした。

3. 日事連建築賞「60周年記念賞」について（報告）

事務局から〔資料3〕により、10月26日に開催した広報・渉外委員会にて令和4年度日事連建築賞の表彰に、国土交通大臣賞、日事連委員長賞に続く第3の賞として、周年記念に相応しい建築作品を「60周年記念賞」として表彰すること、選考基準は他の賞と変えずに日事連建築賞選考委員会に選考を一任することとなった旨の報告がなされた。

4. その他

以下のことが協議された。

- ・原稿依頼や構成の検討をしていくうえで記念誌の分科会には早々に開始する必要があると思うが、どのように分科会を進めていくべきか。
 - － 分科会のキックオフミーティングを早めに行った方がよい。60周年に向けたテーマやスローガンのようなものを協議し、最終決定ではなくても早めに方向性を決め、式典・講演会・シンポジウム・記念誌などもそれに関連付けた方がよいのではないかと。
 - － 基本コンセプトは必要である。昨今だと気候変動なども考えられる。
- ・基本コンセプトはどこが決めるべきか。
 - － せっかく2つの分科会があるので各分科会で議論をした後、合同で、または持ち寄って一部で協議、または本委員会で決定するのがよいのではないかと。

協議の結果、各分科会のキックオフミーティング（Web開催）を早めに、できれば12月開催で調整し、基本コンセプトについても協議してもらうこととした。

■令和3年11月常任理事会 議事概要

1. 日 時 令和3年11月24日（水）13:30～15:35
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数12名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者 会長 児玉耕二

副会長 戸田和孝、庄司雅美、白井 勇、
木下賀之、丸川眞太郎

専務理事 居谷献弥

常任理事 藤原 薫、舟幡 健、小林正澄、
霜村将博、南 孝雄

事務局 前田、千浜、伊東、鈴木、野出、三浦、
吉田

欠席者 副会長 岩本茂美

常任理事 上野浩也

5. 議長

児玉耕二会長より議長について諮り、戸田和孝副会長を議長に選任した。

6. 議事録署名人

児玉耕二会長、戸田和孝副会長

7. 専決事項

(1) 第136回建築士事務所協会全国会長会議等の

スケジュール及び議事等の決定の件

事務局より、資料1によって12月7日の全国会長会議等の行事、スケジュール及び議事内容等について説明がなされた。

議長より第136回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について諮ったところ、異議なく資料1のとおり決定した。

なお、全国会長会議の事業報告は、各常置委員長ではなく専務理事がまとめて行うこと及び全国会長会議の各ブロック代表発言者は、副会長・常任理事がブロックで相談・決定し、週明けに事務局に連絡することとした。

(2) 令和3年度単位会組織強化支援事業の審査の決定の件

舟幡総務・財務委員長より、資料2によって単位会組織強化支援事業の実施経緯、対象事業内容、単位会からの申請状況、審査方法・結果及び今後のスケジュールの説明がなされ、今回採択されなかった事例として、ホームページの

リニューアル等外注費の割合が高いもの、リモート環境の整備に係る機器購入及び地方紙等への広告掲載等が目についたとの発言がなされた。

続いて、白井副会長から以下の発言がなされた。

審査にあたり、単位会の活性化とか組織強化に繋がっているようなものを重視される委員が多かった。来年度の募集もシビアな日程になるが、単位会の予算作成の都合も考慮した。今般採択された事業を参考にしてもらい、うまく全国展開あるいは情報提供できればよいと思う。ただし、評価点数は公表しない。

藤原常任理事より、採択されなかった単位会には、どこが良くなかったのか指摘してほしいとの発言がなされ、戸田副会長より、審査する側・される側が互いに理解することも大切なので、今後進めてもらえればと思うとの発言がなされた。

戸田副会長より、審査結果の取り扱いは何のレベルでとどめるべきかとの質問がなされ、舟幡総務・財務委員長より、採択された単位会、事業名及び支援総額1,429万円ということは会員及び事務局に知らせてもよいが、それ以外の事項は常任理事会限りにしてほしいとの回答がなされた。

小林常任理事より、来年度も同じ事業を実施する場合、申請してもよいのかとの質問がなされ、舟幡総務・財務委員長より、同一単位会が同じ事業で申請するのは対象外だが、付加要素によっては採択される可能性があるとの回答がなされた。

議長より令和3年度単位会組織強化支援事業の審査について諮ったところ、異議なく資料2別紙のとおり決定した。

8. 協議事項

(1) 令和3年度上半期事業報告及び決算報告について

事務局より、資料3-1によって令和3年度上半期事業報告である会議、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、法制度対応、災害対策、住宅金融支援機構適合証明業務及び会員動静等に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

続いて、事務局より、資料3-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和3年度上半期決算報告に

について説明がなされた。

協議の結果、資料3-1及び資料3-2の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

- (2) 令和4・5年度役員候補者の推薦手順と選任方法について
舟幡総務・財務委員長より、資料4によって、令和4・5年度の役員候補者の推薦手順と選任方法について次の趣旨の説明がなされた。

前回の申し合わせ事項を踏襲し日程等のみを変更した。総務・財務委員会の委員にも予め内容を確認してもらい、委員会で案を決定した。12月の全国会長会議で協議し、申し合わせ事項として決定されれば、選任に向け手続きを進めていくことになる。

霜村常任理事より、ブロック協議会からの役員候補者推薦締め切り後に、単位会会長の交代等で候補者を変えることは可能かとの質問がなされ、事務局より、これまでも候補者の変更等については、ブロック協議会の意向を尊重し対応しているとの回答がなされた。

協議の結果、資料4の原案を了承し、全国会長会議に提案することを決めた。

- (3) 令和4年度日事連建築賞の募集等について

南広報・渉外委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

令和4年度の募集要項については、例年の必須変更項目及び委員の一部変更の他、延べ面積の上限変更及び60周年記念賞の設置を追記した。

昨年度、常任理事会より委員会に付託された作品の延べ面積の上限について検討した結果、昨今の公共施設などの面積を鑑み、1万㎡から2万㎡に変更した。また、60周年事業特別委員会からの要請により、国土交通大臣賞及び日事連会長賞に続く第3の賞として、今回限りの60周年記念賞を設置した。この賞の選考は、新たな審査基準を設けず、日事連建築賞選考委員会に一任する。

藤原常任理事より、60周年記念賞の審査基準を規定しないと、選考が難しいのではないかと発言がなされ、

南広報・渉外委員長より、審査基準を規定すると却って審査が難しくなるので、国土交通大臣賞及び日事連会長賞に続く3番目の賞としたとの発言がなされた。

協議の結果、資料5の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

- (4) 60周年事業概要及び60周年事業特別委員会傘下の分科会の設置について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

60周年事業特別委員会で検討した結果、以下のとおり概要を作成した。

①創立60周年記念式典（講演等及び祝賀会）

令和4年12月に銀座東武ホテルにて全国会長会議の際に開催すること。講演等は、政経フォーラムと兼ねること。

②創立60周年記念誌の発行

過去の10年、これからの10年にフォーカスした内容で、会誌の特集号とはせず、冊子で発行する。一般消費者向けに建築士事務所や協会の役割を紹介するパンフレットの的なものあるいは会員増強等のツールにもなるようなものも検討する。

③日事連建築賞に「60周年記念賞」を設置

これらの企画を検討するため、60周年事業特別委員会の傘下に記念式典企画分科会及び記念誌刊行分科会を設置する。

児玉会長より以下の発言がなされた。

50周年・100周年という節目の時期ではないので、あまり大掛かりにはせず、コンパクトな記念式典や記念誌にしたい。ただ、これからの10年は変化の大きい10年になると思っているので、それを考える際のビジョンのヒントになるようなものを表現できたらよい。協力をお願いする。

協議の結果、資料6の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

- (5) 令和4年度建築士事務所賠償責任保険の制度改定について
建賠保険担当委員である白井副会長より、令和4年度の建賠

の改定事項（構造基準未達時補償・法令基準未達時補償の自己割増規定の新設、構造基準未達時補償の見直し及び損害拡大防止費用特約の新設）について資料7によって説明がなされた。

協議の結果、資料7の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

（6）12月通常理事会の議題等について

事務局より、資料8によって説明がなされ、協議の結果、原案のとおり11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

（7）令和4年度第44回建築士事務所全国大会（熊本大会）の開催日等について

事務局より、資料19によって次の説明がなされた。

今年度中止・延期とした熊本大会を、会場の空き状況及び主管会である熊本会の意向により、以下の日程・場所で開催したい。

① 青年話創会 令和4年9月29日

ラゾールガーデン・熊本

② 大会式典、記念パーティ等 令和4年9月30日

熊本城ホール

協議の結果、資料19の原案を了承し、12月通常理事会に提案することを決定した。

9. 報告事項

（1）社会資本整備審議会建築環境部会・建築基準制度部会での検討状況について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

10月に社会資本整備審議会建築分科会 建築環境部会及び建築基準制度部会合同会議が開催され、され、2050年カーボンニュートラルに向けた住宅・建築物のエネルギー消費性能の向上、CO2貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及びCO2貯蔵に寄与する既存ストックの長寿命化等について審議された。概ね年内に方向性をまとめ、パプコメを経て、年明けに審議会の答申とし

てまとめるとのことである。

（2）業務報酬基準の改訂検討について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

11月より、学識経験者及び関係する団体等の委員で構成する検討委員会で議論が始まったところである。委員会で改正方針を検討し、ある程度まとめた上で中央建築士審査会を開いて改正方針等について承認を得るというプロセスとなる予定。来年4月から6月ぐらいに業務事例収集のためのアンケートを実施して、実施結果を夏以降に分析、再来年の初めに改正を行うスケジュールを見込んで議論を始めようとしているところである。主な論点は、戸建住宅の実態に合わせた略算法の見直し、難易度の観点に複数該当する場合の取扱い、複合建築物の取扱い、改修工事の設計等に関する業務報酬基準の整備、BIMの業務及び工事監理業務の工事期間等による業務量の増減に関することである。引き続き業務報酬基準WGで意見交換しながら、アンケートへの対応等進めていきたい。

戸田副会長より、令和5年初めぐらいの改訂を目指して動き出したということかとの質問がなされ、居谷専務理事より、そのように聞いているとの回答がなされた。

（3）設計BIMワークフローガイドラインの作成について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

設計三会で、設計BIMワークフローガイドライン第1版をまとめた。構成員にはPDF等でダウンロードできるように提供したい。要点は3つあり、①各ステージにおける主なオブジェクトの形状情報と属性情報量の整理、②オブジェクトレベルの整理を基に、設計から施工へ引き渡す具体的な内容と、引き渡し時に残すべき具体的な内容を整理・検証及び③EIR（BIM業務仕様書）とBEP（BIM実行計画書）のひな形の検討・作成である。

（4）震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会の実施について

事務局より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。震災建築物の被災度区分判定復旧に伴う設計・工事監理を行

うことのできる建築士事務所を育成することを目的として講習会を実施する。受講した建築士には、希望により、日本建築防災協会よりカード式の技術者証が発行され、技術者名簿にも掲載される。今年度は、平成28年の受講者の技術者証更新年度に当たる。また、講習を受けた建築士が所属する建築士事務所のうち希望する事務所を対象とした事務所名簿を作成して都道府県等に提供することにより、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の協力要請等の資料として活用する。会場講習は単位会で開催、Web講習は日本建築防災協会が開催し、単位会は周知・受講者受付等に協力する。令和3年11月から令和4年3月に開催する。

(5) 改正建築物省エネ法講習の実施について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

300㎡以上の中規模非住宅設計者向けに、令和3年4月1日に施行された改正建築物省エネ法の適合義務に対応できるよう、日事連で作成したコンテンツを活用し、単位会の事業として講習会を実施する。講習内容は、建築確認、省エネ適合性判定に係る手続き、非住宅計算法の概要及び演習例題を使用したモデル建物法の入力等である。コンテンツ等は10月までに完成させ、単位会に提供したところである。もうひとつは「木造戸建住宅および小規模非住宅設計者向け説明会・相談会」で、木造戸建住宅を取り扱う設計者及び小規模非住宅建築物（300㎡未満）を取り扱う設計者を対象に国土交通省の補助事業として受講料無料で実施する。令和4年1月中旬までに各都道府県にて2～3回実施する予定。

(6) 要除却認定調査実務者講習の実施について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

11月から日事連、日本建築士会連合会と各々要除却認定の調査実務者向け講習会をオンラインで実施する。マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシ

ョンの建替え等の円滑化に関する法律が令和2年6月に改正され、本年12月に施行される。これまで耐震性不足に限られていた除却の必要性に係る認定の対象が拡充され、マンションを含む団地の敷地分割を多数決により行うことができるようになる。11月26日に単位会及び日事連ホームページで募集の案内を始め、12月20日から受講を開始する。整理の都合上、2クールに分けて講習を行うことで進めていく。

(7) 当面の主な会議予定

事務局より資料15によって、令和3年6月迄の主な会議予定の報告がなされた。

(8) 会員・構成員異動報告

事務局より資料16によって、令和3年8月から10月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等の報告がなされた。

(9) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料17により報告がなされた。

(10) 経過報告について、事務局より資料18によって報告がなされた。

(11) その他

以下の趣旨の発言がなされた。

戸田法制度対応特別委員長一先の法制度対応特別委員会で、日事連発足時からのひとつの活動の柱であった業法の制定についてワーキンググループ等を立ち上げられないかと発言した。また、近畿ブロック協議会では、業法制定に向けた動きを気にする者がいる。業法制定については、平成27年施行改正建築士法で業法的な性質を盛り込んで一応の解決を見たと思われる者もいるが、業法制定のロードマップ作成及び実動部隊を設置できないかと考えている。

児玉会長一平成27年施行改正建築士法に、日事連が提唱する10項目の課題のうち8項目が盛り込まれたことで一応の解決を見たため、残りの2項目、建築士事務所の協会への当然加入と管理建築士・開設者への講習受講義務化の追求等は進めていない。単位会会長の中には、残りの2項目についても進めるべきとの意見があることも承知しているが、まずは法制度対応特別委員会でどう進めたらよいか検討し、提案してもら

のがよいと思う。

戸田法制度対応特別委員長―法制度対応特別委員会は本来そのようなことを議論するところなので、児玉会長が言われたとおり、次の委員会でどのように進めたらよいかたたき台を作りたい。

＜配付資料＞

資料1：12月7日のスケジュール及び第136回建築士事務所協会全国会長会議の議事等について

資料2：令和3年度単位会組織強化支援金事業について

資料3-1：令和3年度上半期事業報告書

資料3-2：令和3年度上半期決算報告書

資料4：令和4・5年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

資料5：令和4年度日事連建築賞の募集等について

資料6：60周年事業概案及び60周年事業特別委員会傘下の分科会の設置について

資料7：日事連・建築士事務所賠償責任保険2022年度の制度改定に向けて

資料8：令和3年12月通常理事会招集通知

資料9：今後の住宅・建築物における省エネ対策のあり方（第三次答申）、建築基準制度のあり方（第四次答申）に向けた主な審議事項と具体的な論点他

資料10：業務報酬基準（告示98号）改正の視点・論点他

資料11：設計BIMワークフローガイドライン第1版について

資料12：震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会開催要項

資料13：令和3年度省エネ講習会について

資料14：要除却認定調査実務者向け講習オンライン講習実施計画（案）

資料15：当面の主な会議予定

資料16：会員・構成員異動報告等

資料17：後援・協賛名義使用の件

資料18：経過報告

資料19：令和4年度第44回建築士事務所全国大会

（熊本大会）の開催日について

■第22回既存住宅状況調査専門委員会 議事概要

日時 令和3年10月21日（木）14：00～16：00

場所 日事連会議室

出席者 委員長 上野 浩也

委員 大山 早嗣、渡辺 猛、山口 雄、相原 清安、辻 裕樹

事務局 居谷、千浜、野出、岡本

欠席者 委員 戸井田秀明、須田 正美

【配付資料】

第21回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

資料1 令和3年度既存住宅状況調査技術者講習 開催日程一覧

資料2-1 マンガパンフレット - シナリオ案

資料2-2 マンガパンフレット - ネーム案

資料2-3 マンガパンフレット - キャラクター案

議 事

1. 令和3年度の講習実施状況について

○令和3年度の既存住宅状況調査技術者講習の実施状況について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・10月20日時点で、申込者は新規講習が318名、更新講習が269名で合計587名。

・8月に更新講習対象者へハガキで更新期限の案内を送付済み。

・オンライン講習は4期に分けて実施予定。現状2期まで開催済み。

○協議事項

・オンライン講習の評判はどうか。

→オンライン講習について、便利に感じているという声も聞いている。

→茨城会はオンライン講習の受講よりも会場講習の方が多いのが現状。

→東京会はオンラインで受講する方が多いが、コロナも収束したことから、既存住宅状況調査技術者講習に限らず、会場

講習が増えていくのではないかと考えている。

→オンライン講習を受講している方は集中していない人が多いように感じる。

→オンライン講習では利便性を確保できるが、デメリットもあるため、状況を分析して今後の運用について検討する必要がある。

→オンライン講習は経費が多くかかるため、今後の受講料設定も含めて運用の検討をする必要がある。

2. マンガパンフレットについて

○マンガパンフレットの進行状況について、資料2-1～2-3に基づき事務局より説明がなされた。

主な内容は以下の通り。

- ・複数の業者に相見積もりをかけ、業者選定の上、「MANGA・BIZ」に委託した。
- ・シナリオ案については事務局にて確認の上、一部修正を行った。修正したシナリオ案を基にネーム案が資料2-2の通り提出されている。なお、表紙は制作工程後半で作成予定。
- ・裏表紙には制度の説明や問い合わせ先を掲載することを想定している。
- ・キャラクター案についても資料2-3の通り提出されている。

○協議事項

- ・注意事項等は裏表紙や余白部分に記載する。
- ・建築士事務所協会のキャラクター案については、上野委員長に似たキャラクター案とした方がよい。
- ・実状として、子供を持つ家庭が住宅を購入することが多いため、最初のコマと最後のコマに、子供を追加した方がよい。
- ・2ページ目の1コマ目について、不動産会社が「直さないといけない箇所は特にない」と言い切っていることに対して、妻が不信感を抱いているが、問題ないか。
- 「比較的新しい物件ですし、直さないといけない箇所は特にないと思います」という全体のセリフで見れば、築年数などを限定しているわけではないため良いのではないかと。
- 念のため、内容等について、秋野弁護士に相談しておいた方がよい。

・中古住宅を購入する方が手に取るようなタイトルを付けた方がよい。

→タイトル案を委員にて検討の上、事務局にメールで提出する。

・上記以外の内容については、事務局一任でよい。

→良い。

・設置場所についても検討が必要。住宅金融支援機構には早急に確認すること。

・各単位会には冊子とデータの配布を行う予定だが、各市町村の空き家対策を担当している課や消費者生活センター等の設置場所についても示す必要がある。

→設置場所案を委員にて検討し、部数も含めて事務局に年度内を目途に提出する。

→WEBページの掲載先についても検討要。

・YouTube等も活用してはどうか。

3. その他

○画面共有にて、国土交通省より要請のあった既存住宅状況調査の実施状況に関するアンケート依頼について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・更新対象者となる約1,000名程度が対象。
- ・アンケートは無記名で実施。
- ・10月中旬にアンケート依頼を展開し、年度末まで調査する予定。

次回開催予定

- ・次期に引き継ぐ内容等について協議予定
- ・次回の委員会は令和4年2月4日（金）か令和4年2月7日（月）にて欠席者も含めて調整

■主な行事予定

令和3年

12月	17日	景観・まちづくり専門委員会
	21日	法制度対応特別委員会
	23日	記念式典企画分科会 記念誌刊行分科会

令和4年

1月	12日	管理研修会テキスト改訂
----	-----	-------------

令和3年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和3年11月1日～11月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,444事務所
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 1	1,010	4,261	23.7 %		284	28.1 %
青 森		164	922	17.8 %		44	26.8 %
岩 手	+ 1	267	849	31.4 %		73	27.3 %
宮 城	- 1	344	1,907	18.0 %	+ 1	79	23.0 %
秋 田		148	1,034	14.3 %		46	31.1 %
山 形		195	1,107	17.6 %	+ 1	60	30.8 %
福 島		230	1,518	15.2 %		65	28.3 %
茨 城		454	1,919	23.7 %		161	35.5 %
栃 木	- 1	163	1,324	12.3 %		78	47.9 %
群 馬	- 1	190	1,638	11.6 %		91	47.9 %
埼 玉	- 3	458	4,628	9.9 %		132	28.8 %
千 葉		350	3,320	10.5 %		116	33.1 %
東 京	+ 2	1,603	14,841	10.8 %	+ 5	614	38.3 %
神奈川	+ 2	733	5,886	12.5 %	+ 1	224	30.6 %
新 潟	- 1	315	2,219	14.2 %		134	42.5 %
長 野		400	2,068	19.3 %		110	27.5 %
山 梨	- 1	108	814	13.3 %		14	13.0 %
富 山		302	1,159	26.1 %		66	21.9 %
石 川		316	1,265	25.0 %		63	19.9 %
福 井		211	954	22.1 %	+ 1	55	26.1 %
静 岡		394	3,047	12.9 %		136	34.5 %
愛 知	- 2	523	5,037	10.4 %		134	25.6 %
三 重		187	1,191	15.7 %		65	34.8 %
滋 賀		184	1,114	16.5 %		41	22.3 %
京 都		372	2,195	16.9 %		106	28.5 %
大 阪		798	6,356	12.6 %	+ 1	239	29.9 %
兵 庫		361	3,560	10.1 %		102	28.3 %
奈 良		107	856	12.5 %		26	24.3 %
和歌山		118	734	16.1 %		22	18.6 %
鳥 取		117	483	24.2 %		53	45.3 %
島 根		112	610	18.4 %		58	51.8 %
岡 山		374	1,426	26.2 %		74	19.8 %
広 島	- 3	350	2,286	15.3 %		153	43.7 %
山 口		104	1,011	10.3 %		40	38.5 %
徳 島		109	834	13.1 %		16	14.7 %
香 川		87	1,028	8.5 %		21	24.1 %
愛 媛		184	1,182	15.6 %		51	27.7 %
高 知	- 1	138	640	21.6 %		32	23.2 %
福 岡		471	3,271	14.4 %		174	36.9 %
佐 賀	- 1	183	598	30.6 %		47	25.7 %
長 崎		234	798	29.3 %		44	18.8 %
熊 本		238	1,407	16.9 %		102	42.9 %
大 分		155	860	18.0 %		46	29.7 %
宮 崎	+ 1	115	1,042	11.0 %	+ 1	46	40.0 %
鹿児島		291	1,103	26.4 %		87	29.9 %
沖 縄	- 1	177	1,313	13.5 %	+ 1	67	37.9 %
計	- 9	14,444	97,615	14.8 %	+ 12	4,491	31.1 %

※建築士事務所登録数(B)は令和3年4月1日時点の数字である。